

オンラインマラソン大会の結果



地元の仲間たちと一緒にオンラインマラソン大会に参加しました。人生2度目のハーフ挑戦です。

前は15kmすぎで足がつってしまい2時間を切るできませんでした。今回も残念ながら足がつってしまいましたが、前回よりも早いペースで走っていたことや、足がつったのが17km手前だったこともあり、満身創痍となりながらも無事に走りきることができました。

目標タイム1時間45分に対して、実際のタイムが1時間48分でしたので足がつかないと悔やまれます。

試行回数が少ないですが、いまのところ100%の確率で足がつっていますので、誰か予防法があれば教えてほしいです（練習不足だと言われてしまえばそれまでですが…）。

キッズルーム

当事務所は、小さなお子様連れの相談者にも対応できるようにキッズルームを設けています。

おもちゃもそれなりに用意していますが、これらは息子が赤ちゃんのときに使っていたものも含まれています。相談中にキッズルームで遊んでいる赤ちゃんが手にしているおもちゃをみると息子の小さい頃を思い出します。

契約書へのサイン

自分に不利な内容の書類にサインしてから「どうにかなりませんか？」と相談にくる方がけっこういます。

たとえば、離婚案件で別居時の婚姻費用（生活費）について相場よりも相当高額な内容で同意書を作成してしまったり、貸金の案件で実際には事実と異なる内容の契約書にサインしてしまったりと、ジャンルを問わないかんじです。

これらの書類は訴訟等で証拠となりますので、いったん作成してしまうと取り返しのつかないことが多いです。私としては「サインしてしまう前に相談にきてほしかったです」と回答するに留まることがほとんどです。サインせざるを得ない空気であり、「検討するためいったん持ち帰る」と言い出せる状況でなかったという方もいますが、強迫による契約の取消しが認められることはあまりありませんので注意が必要です。

先方の制止を押し切って逃げ帰ってきましょう。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設